

特例届出に必要な書類

青森県に屋外広告業を登録しているかたが、その旨を青森市に届出することで、青森市の登録を受けたものとみなす制度です。届出に手数料はかかりません。

特例届出に必要な書類等

- ①特例屋外広告業届出書（様式第20号の2）
- ②青森県屋外広告物条例第27条第1項又は第3項の登録を受けたことを証する書面（青森県の屋外広告業登録通知書の写し）
- ③青森市の区域内において営業を行う営業所ごとに選任された業務主任者の住民票の写し（6ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
- ④業務主任者の資格を証する書類（屋外広告士の合格証明書、講習会修了証書、職業訓練指導員免許書、職業訓練修了証明書、技能検定合格証書）